

第 1 0 回議会運営委員会記録

令和 2 年 1 月 2 1 日

【開催日】 令和2年1月21日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前10時52分

【出席委員】

委員長	笹木慶之	副委員長	長谷川知司
委員	伊場勇	委員	奥良秀
委員	河野朋子	委員	高松秀樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
傍聴議員	山田伸幸		

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	沼口宏	事務局次長	石田隆
議事係長	中村潤之介		

【付議事項】

- 1 モニター意見について
- 2 その他

午前10時 開会

笹木慶之委員長 どなたもおはようございます。それでは第10回議会運営委員会を開催いたします。会議に当たりましては、皆さん方の積極的な御意見を、あるいは御協力をよろしくお願ひしたいと思います。それでは、付議事項の第1点目のモニター意見についてということですが、事務局の方から先に説明をしてもらいましょうか。

中村議会事務局議事係長 おはようございます。それでは付議事項の一つ目のモニター意見についてです。資料の1を御覧ください。ページが入っていません。申し訳ございませんが、裏表で2枚、合計4ページ分になります。この中で、担当委員会というところに議会運営委員会と入っている部分、ページでいうと2ページ目の部分になりますが、それと3ページ目の1番ですね、(6)の1。それと最後の4ページ目のところの2の(4)、こちらが議会運営委員会に広聴特別委員会の方から意見を求められた部分になりますので、皆さんで議論していただけたらと思います。よろしく申し上げます。

笹木慶之委員長 はい、ありがとうございます。それでは、今事務局から説明がありましたように、御手元の意見の中から当該委員会に関係のあるものについて、御審議をお願いしたいというふうに思います。それでは、まず1番目のモニター意見ということで、ちょっと私の方から読んで確認をいたします。「広域の宇部・山陽小野田消防組合の議員に選任された杉本保喜市議会議員について」ということであります。事実確認ということで、まず1番、「政治倫理審査会において「係争中のため発言を控える。結論が出たら説明責任を果たす」との内容の発言が杉本議員本人の発言としてあったかどうか。」、2点目は「政治倫理審査会での結論は「杉本議員に対して議長より嚴重注意、及び杉本議員の議場における謝罪」で間違いないかどうか。」、3点目ですが「2019年春、杉本議員の選挙に関わる係争中の裁判が結審したが、杉本議員の説明責任は果たされたのかどうか。」、最後の4点目であります「杉本議員は議場において謝罪を行う機会が与えられたが、杉本議員は謝罪を行ったのかどうか。」ということで、「杉本議員については法的問題、すなわち公職選挙法について罪は問われておらず、あくまでも政治倫理規定に反するという結論が出されたと認識しておりますが、その審査会の結論が十分に履行されていないと考える。そのような人物が対外的な組織の一員に山陽小野田市議会の決定によって輩出されるということは、本市議会の品格を落とすものであり、宇部市議会に対して申し開きのできな

い愚行であると断じざるを得ない。速やかに、杉本議員を消防組合から外すべきと考えるかどうか。また、上記①～④について議会としての考えを問う。」というこういう意見であります。順次対応していきたいと思いますが、まず1点目の「政治倫理審査会において「係争中のため発言を控える。結論が出たら説明責任を果たす」との内容の発言が杉本議員本人の発言としてあったかどうか。」ということであります。これについて御意見を伺いたいと思います。

伊場勇委員 政治倫理審査会ではですね、杉本議員から、全てが明らかになったら説明責任を果たさなければならないかというふうには考えているというところがあったので、これは記録にも残っていますし、発言としてはあったという認識で私は考えます。

笹木慶之委員長 それは確認ですが、いつの審査会ですか。議事録はありますからね。

伊場勇委員 平成30年の4月27日の審査会の記録に載っております。

笹木慶之委員長 2月（「4月の27日」と呼ぶ者あり）4月27日ですね。今、これはまあ議事録がありますからね、言われたかどうかというところで確認できるわけですが、と思っているというふうに言われましたね、最後にね。ということで、その内容が、一応発言としてあったと認めるべきであろうかどうかということですが、いかがでしょうか。一応あったということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。じゃあ、これは、あったということですね。それから2点目ですが、「政治倫理審査会での結論は「杉本議員に対して議長より厳重注意、及び杉本議員の議場における謝罪」で間違いはないかどうか。」。これも議事録がございますからね。伊場委員、ちょっとそこ確認いいですか。

伊場勇委員 ②のですね、杉本議員に対しての議長よりの厳重注意、及び杉本

議員の議場における謝罪というものが、平成30年の6月の11日に政治倫理審査会から報告書というものが提出されております。なので間違いないと思います。

笹木慶之委員長 はい、もう一度確認します。いわゆる政治倫理審査会から議長宛てに提出された文書ですね。それによれば、嚴重注意、いわゆる本人の、杉本議員の嚴重注意ということと、それから議場における謝罪ということが明記されているわけですね。はい。ということですが、よろしゅうございますかね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、次、3点目ですが、「2019年春、杉本議員の選挙に関わる係争中の裁判が結審したが、杉本議員の説明責任は果たされたのかどうか。」ということですが、これについては、いかがでしょうか。

河野朋子委員 これが出された11月の11日時点では結論が出たにもかかわらず、この時点で説明責任は果たされていなかったというふうに認識しております。

笹木慶之委員長 ちょっともう1回確認しますが、今、日付を言われましたが、もう一度そこをお願いします。

河野朋子委員 このモニターからの指摘によりますと、2019年の11月にこれを出されたわけですが、遡って2019年の春に裁判結審したにもかかわらず、この11月時点までにおいて、そういった説明責任を果たすといった機会がなかったというふうに認識しております。

笹木慶之委員長 これは時系列的に追っている話ですね。11月時点で、モニターさんの方から意見が出された時点では、まだ果たされていなかったということですね。ほかの委員さん、いかがでしょうか。

長谷川知司副委員長 このモニターからの意見に対する回答は、3月議会の

前ということで返すわけですね。となれば、出されたのは11月11日時点で、これについてはないというのは河野委員が言われたとおりなんです。ただ、3月議会の前までにはどうなのかということを考えるのであれば、12月議会で杉本氏は議場において謝罪されたというのをどう取るかですね。それを皆さんで考えないといけないんじゃないかなと思います。

笹木慶之委員長　　そういう、さっき言いました時系列的なものがあってね。ただ、この出された時点でのこのモニターさんの意見からすれば、なかったんじゃないかという、あれなんですよね。だから、それについては、もちろん最初の謝罪はあったけれども、結審した、その含みは最初、言葉の中であったわけで、それを受けて、御本人からあったかどうかという事実は、モニターの意見が出された時点ではなかったということは事実ですよ。そして、その後に、確かに、12月議会の冒頭で謝罪されたということですよ。ですから・・・。

高松秀樹委員　　今の委員長の3番と4番がちょっと混在していて分かりにくいんです。今、3番は説明責任を果たされたのかどうかというふうな意見があって、河野委員が、この出された11月11日時点では果たされていないと。さらに副委員長が、その後の話をされましたので、その後12月定例会においてですね、杉本議員の説明責任を果たす場が設けられたと。ただし、その発言が説明責任を果たしたかどうかというのは個々が判断する部分もあるのかなというふうな状況であろうかなというふうに思っています。これは市民も含めて議員側も、いやいやそれは説明責任を果たしたことになっていないという人たちもいらっしゃるし、逆に説明責任を果たしたんじゃないのかという人たちもいらっしゃるというふうに考えています。

笹木慶之委員長　　今の中身の問題も含めて厳格に捉えれば、そういうふうなことであるということですね。高松委員が言われるのは。だから、機会が

設けられたということと、中身の問題、二つの問題があるということですよ。はい、ほかに、御意見ございませんか。

伊場勇委員 ④のこともいいんですか。④の方も一緒になっているんですか。

笹木慶之委員長 含めてでいいでしょう。

伊場勇委員 ④の事項については、11月付けで出された意見でございますので、謝罪を行ったのかという文書についてはですね、その11月時点ではまだ謝罪は行っていなかったのではないかというふうに自分は受け取っています。

河野朋子委員 倫理審査会の報告書は、議員の議場における謝罪というような指摘があって、それを受けて、杉本議員は議場で謝罪を行ったと思うんですよ、一応。しかしその内容が少し足りない部分があったというような指摘が後から市民から出たんですが、私は、謝罪としては行いましたが、その内容についてちょっと、市民から後、疑義や指摘があったんですが、謝罪の機会は一応設けられて、謝罪は行ったというふうに理解していますが、その辺ちょっと。行ったけど内容がちょっと十分謝罪に値したのかどうかということであって、この行ったかどうかというのは、謝罪は、一応機会は与えられましたよね、あの場で。だけど、ということなので、これは一応謝罪は行ったというふうには・・・どうなんでしょう。ここをどう受け止めるか。

笹木慶之委員長 その問題ですね今、高松委員が先ほど言われた部分とダブるんですが、だから、3番、4番っていうのはリンクしておるわけでね、4番の方については、謝罪を行ったのかどうかという、機会が与え・・・行ったらどうかということで、その機会を設けて謝罪はされたというのは事実なんですよ。ただ、その上の、今度は説明責任を果たされたのかどうかという、この説明責任の受け止め方の問題で、ここが非常に微

妙な要素、要因があるということで、果たされたという議員もおられれば、そうでないというふうに思っておられる方もおられるんじゃないかというところの隘路^{あい}ですね。

高松秀樹委員 この謝罪について4番もっていうんで言いますけど、謝罪については、杉本議員は本会議場での謝罪はトータルで2回行っておるといふふうに理解しています。ただし、この11月11日以前に1回、その後1回だと。以前の1回はちょっと今、議事録が手元にないんで、いつの発言か思い出せないんですが、一つは議事録を精査していただいたらどういふ発言をしたのか分かるんですが、そのときの杉本議員の発言を聞いて思ったのは、厳密に言えば、発言としての謝罪はなかったと。ただし、私たちは議場にいますので、謝罪の気持ちがあったということは酌み取れる部分はあるというふうに思っています。これは議事録を精査していただければ、その文言が謝罪に当たるかどうかというのは、はっきりするというふうに理解しています。

河野朋子委員 これについては以前、議事録も提示してもらいましたし、改めて確認はしたと思うんですけども、その時点で謝罪について、あれが謝罪じゃなかったじゃないかっていうような議論は、議会の中ではなかったと思うんですよね。もしあれば、その場で、あれをもう一度きちんとすべきというような声があがったと思うんですが、しかし、その後、市民側からというか、いろんなところからそういう声が聞こえてきて、12月議会でもそういった参考人をお呼びして、そういう話を聞いたということがあってやったので、この時系列からいくとですね、この11月11日時点では、謝罪の機会を与えて謝罪は行いましたっていうところで、しかし、その内容について少し市民から疑問の声があがっていましたというような時点で、それから以降また改めて謝罪を行ったので、これに回答する仕方がすごく難しいっていうか、この時点では確かに謝罪に対してのいろんな意見が聞こえてきたんですが、それ以降の謝罪についてまたそれをどう考えるのかとか、これ回答が、11月11日時点

に限り回答するのか。それ以降いろいろやったことについても重ねて回答するのかっていうところで、すごく難しい感じがするんですけど。確かにこの時点ではちょっと不満の声がたくさんあがったっていうのは事実だと思うんで。

笹木慶之委員長　それがね、今、副委員長の方からも発言があったように、確かに出た時点はそうだったけれども、それから次の経過の中で、やはり対応されたものがあるんですよ。というのは、例えば宇部市議会との関係で、消防組合議会議員の関係については、その後、新しい対応をされたということで、ここに書いてある部分と状況が変化しておると、いうことになれば、やっぱり、多少経過を踏まえながら説明をするということではかないのかなというふうに思いますけどね。時限的にね。ただ、今さっき言われて、今、私、手元に会議録を出しましたんですが、杉本さんが最初議場で言われた部分についてのあれがありますが、その中で確かに議場でされて、ほかの議員は何もそのことに対して異論はなかった、ということは認めたという感じなんですよ。（「それは違う・・・」と発言する者あり）違うんですか。（発言する者あり）そうですか。はい。じゃあ、それはどういうあれで。

高松秀樹委員　本会議場での議員の発言に異論がないから認めたっていうふうには、僕はなっていないと思います。それは、いつもそうだと思います。もちろん異論があるけど発言しないという場面もあるし、この場面は謝罪という場面だったので、その謝罪について、僕は気持ちがあったと、謝罪の気持ちが彼はあったと思っていたので、そこは言及しなかったということです。

笹木慶之委員長　ああ、なるほど。では、それは今訂正しましょう。

高松秀樹委員　どうやって回答を書くのかって話ですけど、これはですね、まず11月11日時点でどうだったのかっていうのをまず書くべきだと思います。

いますよね。それから動きがあったので、その後の動きもしっかり書いてあげないと、モニターさんも含めて市民の皆さんも非常に分かりにくいようになるので、委員長、副委員長が言われるような形で事実関係を書いていったらいいのかなというふうに思っています。

笹木慶之委員長 今までの議論の中で、かなり確認ができました。そういった中でこれから文言を整えて、要は、事実に基づいてその経過も踏まえて、今日までのものについて御回答するということになりますよね。ということでもいいんですね。1回出された時点でのところの部分を、評価っていうか、に置きながら、スタンスを置きながら、しかし、その後の状況の変化についても、それを加えて、現状に、いわゆる今日のところまで持って行って回答するという形になりますよね。ということになるんですかね。

長谷川知司副委員長 ただ、3番のところの説明責任は果たされたのかどうか。この解釈をどうするかというのが、ちょっと大きな問題だと思うんですね。これは人それぞれ受け取り方が違いますから、どう書くかっていうのはちょっと私も迷うところですね。4番の謝罪については、ほとんどの人が謝罪されたということは理解されているんじゃないかなと思います。12月にね。

笹木慶之委員長 それは、今の部分はそのとおりだと思います。最終的にこれは議会としての考えを問うところになっておりますから、今までの経緯、いわゆる事実あったことも踏まえて、最終的にこの議運としてまとめて御回答するということになるわけですよね。

高松秀樹委員 それは今、いろいろ意見が出ましたので、あれでしょ。1回、ある程度、今のをまとめられて、もう1回次の議運の中で、それを精査していくっていう形を取られると（笹木慶之委員長「そうですね」と呼ぶ）ということになるんですよね。（笹木慶之委員長「でないと、いきな

りは難しいと思いますからね」と呼ぶ) はい、分かりました。

笹木慶之委員長　そういう経緯でございますが、ほかにこの部分はあるところについては、どなたかありますでしょうか。(「消防組合」と発言する者あり) だから、基本的には5点ですね、5点についてまとめるということになろうかと思えます。

高松秀樹委員　杉本議員が消防組合から外れたのは、いつだったですかね。

笹木慶之委員長　12月議会の始まった直後やったかな。事務局で日時を確認してください。(「はい」と呼ぶ者あり)

河野朋子委員　いずれにしても、この11月11日時点でこういう意見が出された時点では、消防議会の議員であって、これを出された以降に、後日、そういった辞退とかそういうことをされたということが事実なので、それをもうそのように書く以外はないと思えます。問題は、さっき言われた説明責任が果たされたのかどうかということの判断が、多分ばらばらだと思えるんですね。そこをどうまとめるかというところで。謝罪については、12月の議会で行われたという共通認識でいいのかどうかはあれですけど。説明責任のところはちょっと、また、今後のあれだと思えます。

笹木慶之委員長　いずれにしましても、これ事実行為ですからね、事実行為に基づいてまとめて御回答するということになろうかというふうに思えます。大体そのぐらいでいいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり) よろしいですかね。では、これについては、回答案をまとめて、後日の委員会で決めたいというふうに思えます。それから次に2点目の問題ですが、決算委員会になっていないというところに入ります。ちょっと読みますが「9月議会は決算議会だが、各委員会の審査状況を見ると「これは何に使ったのか」という質問はされても、1年間を通して予算の使い方や

費用対効果などの観点から、議員からの問題点の指摘や洗い出しがされていない。いまの議会に決算審査における監査機能を求めても無理なのではないか。」という、これはクエスチョンなのですが、いかがでしょうか。

伊場勇委員 前段の1年間を通した予算の使い方、費用対効果というところの指摘というところは、もう、文書、おっしゃるとおりだというふうに思います。監査機能として議会があるわけで、このお言葉をしっかりと受け止めて、また、今後に生かしていくというような形になるかなというふうに思います。以上です。

高松秀樹委員 今、伊場委員はですね、全面肯定されたんで、ちょっと否定をしとくんですけど。もちろんそういう場面ももちろんあるなっていう気はしておりますが、全ての委員会、全ての議員がここに書いてあるとおりにかという、それは全く違うというふうに思っております。やっぱり議員は、決算委員会においてしっかり質疑においてですね、問題点の洗い出しをしておると。さらにチェック機能も果たすようにやっておりますが、このモニターさんが見る観点、モニターさんの価値感からすると、こういう状況に見れたのかなというのは、私たちも反省材料としてはありますが、全く駄目だと言われると、無理なのではないかって言われると、そうじゃないですよっていうふうに言わざるを得ないと、僕は思っています。

奥良秀委員 私の方も、今、高松委員が言われたとおり、確かに、各委員会全て、各部会で、決算委員会の部会を開いて、全てができてるかっていうたらクエスチョンかもしれませんが、できるものは全てやっていると思いますし、私も、委員会、部会の中ではそれに努めてまいっていますので、できてないかと言われたら、そうじゃないと思いますので、そこは高松委員と一緒にですね。

笹木慶之委員長　そこで、私の方からひとつ提案というか、状況を申し上げますが、決算委員会で、全ての項目、費目について全部ゼロから全てチェックをするということはなかなか難しいということから、各委員会で重点項目を定めて、その重点項目についてはかなり深く入っていきますが、重点項目以外のところについては、やはりどうしても時間的な都合とかいろいろなものがあって、執行部からの資料の提出もそうかもしれません、ややもすると、若干そういった嫌いがないと言えないと。しかし、とは言いながらですね、これは私個人的な問題も含めてあれですが、やっぱりこれは違うよというところについては、かなり資料も出してもらいながらやってきたつもりなんですけどね。だから、委員会の在り方の問題も考えてみなくちゃならん部分もあろうかと思いますが、やはり、一定の制約の中で審議をするということの難しさ、厳しさ、これも現実問題あるわけですよ。ということで、ここに書いてあるように無理なのではないかと言われると、いやそうでもないよというところなんで、この辺りがどうなんかなあというところですが。副委員長、いかがですか。

長谷川知司副委員長　決算のやり方は、いろいろあると思うんですね。ただ、うちは今まで分割審議しとったのを1本にして、分科会という形にしております。ただ、よその市がどういう形でしているかっていうのを学んで、それでいい方法を山陽小野田市方式でやるっていうことも一つの方法だと思いますので、これについては、今の状態を絶対それを続けるというんでなくて、いい方法を探ってからそれに変えていくというのがいいと思います。すぐにはできないにしても。

笹木慶之委員長　そうですね。実は、昨日もあつたんですが、よそから随分、他の議会が視察に来られるわけです。その視察のテーマが、予算決算の審査の在り方とね、それから、もちろんこれは、どの委員会を作ってどうかということと、その審査した結果が次年度にどのように継続されていくかというところが、今7、8件受けていますが、ほとんど議会がそ

それを、何と言うかな、研修内容に入れているんですよ、っていうのは、やっぱりそれだけ難しさがあるということも事実なんですよね。だから、今、副委員長が言われたように、決して今が全ていいということではないしに、やっぱり、いろんな在り方も検討しながら、より深度を深めていくとか、方向の中で、何て言うかな、精度を高めていくとか、この限らない努力しかないのかなというふうに思いますけどね。ただ、ある程度やっていることは事実なんですよね。

高松秀樹委員 このモニターの意見っていうのは、モニターさんが見た今の市議会の決算審査だと思っています。一つは、仕組みの問題。委員長が言われた仕組みの問題、議員、委員の意識の問題があると思うんですよ。常々、やっぱり私たちが思うのはですね、結構、5時なら5時に終わっているなというのがあって、もちろん、それは審査が終了して今終わっているんですが、私たちの意識の中で、審査っていうのは夜中の12時までだという気持ちを持つ必要もあるということを見ると、この意見は、要は議会に対しての問題提起なのかなと。今回、今後この決算審査について、どういうふうにしていけば一番監視機能を担保できるのかっていうことをよく考えてくれということなのかなっていう気がしておりますので、これはなかなか難しい問題ですけど、今後の課題として、しっかり議会が取り組んでいけばいいのかなっていう気はしています。

笹木慶之委員長 ほかには意見はないでしょうか。大体出尽くしたような気がしますけどね。だから、もう1回整理しますと、現実には現実として認めながら、もちろんそれはそれとして議会、議員の自分なりの評価もあるでしょうが、しかし、更にこれから研鑽を積んで、より精度の高いものへ持っていく努力をします。そういう課題に向かって取り組むと。二本立てで考えていかないとですね、というふうに感じましたが、いかがでしょうか。その辺りのまとめで、よろしいでしょうかね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、それでは2番目の1点目は終わりました。2点目ですね。「かつては「政策形成サイクル」ということがよくいわれて、決算審査

では翌年の予算にどうつなげていくかという議論がされていたように思います。だが現状は各委員会（部会）に予算、決算が「分割付託」のように各所管の部分だけが細切れに付託されているためか、各委員会（部会）では視野の狭い議論をせざるを得ないのが現実ではないでしょうか。本来、議会は一本にまとまらないと力が発揮できないのでは。執行部対議会の構図にするためにどのような改革が必要なのか議論が必要ではありませんか。」ということです。ちょっと分かりにくい表現ですが。

高松秀樹委員 議論が必要ではありませんかって書いていますので、必要ですよということだと思っんです。これは審査方式について言われているんですけど、山陽小野田市議会は、この決算、予算の審査方式はいろんなことを今までやってきて、副委員長もおっしゃったように、紆余曲折を経て今の分科会方式を採ったと。しかし、分科会方式をいざやってみると、いろんな弊害が出てきたというふうに恐らく委員の皆さんが思われていると思うので、この方式については、このモニターの意見をいわゆる提案というふうに捉えて、今後しっかりまた議論していく必要があるというふうに僕は思います。

長谷川知司副委員長 今の分科会方式になる前は、やはり、決算についても附帯決議というような形で、議会からの意見を文書によって、執行部の方に投げつけていたというか、そういう形で意見を申し出ていたということがございました。分科会方式にしますと、どうしてもそこところが弱くなるっていうのは、仕方ないかなと思います。そこで、やはり議会のチェックが優秀であれば、執行部を育てることができると思いますので、これは先ほども申したんですけど、やっぱ今後どういう形がいいかというのを模索していくべきだというのは必要だと思います。

笹木慶之委員長 これは、各委員さんそれぞれ経緯を踏まえた中で実践をやられて、ある程度認識されておることなんですね、なかなか一言で表現しづらい問題がありますが、いわゆる特別委員会を作ってやるというの

も一長一短あるし、それから分科会方式でやるというのも、やっぱり一長一短ある。だから、さっき申し上げたように、今、議員の視察の中で、テーマとして一番多いのがこの辺りなんですよね、どうあるべきかというところが。だから、やはり継続して、よりいいものにしていくように努めていくと。もちろんこれは委員の個人の問題は別として、それはそれとして別にやらんにゃいけません、やはり、仕組みの中から生まれ出てくるものがありますから、それがよりいいものになるように継続して検討していくと。そういうことでしょうね。

高松秀樹委員　そうですね、検討していく価値はあるんですけど、もう3月の予算の委員会ももう無理ですので、9月の決算委員会に向けて、ここの議論をちょっと活発化させてですね、より精度の高い委員会審査ができるようにすべきだというふうに思います。

笹木慶之委員長　はい、この件はそういうことでしょうね。ほかには表現のしようがないね。だから、我々は総務で河野さん、それから長谷川さん、ここにおる皆同じ委員会なんだからあれだけ、そういったことを基本に置きながら、我々も予算委員会、予算の分科会を進めていこうということになると思いますが、やはり、何て言うかな、実践しながら改正していくということの手立てが必要であろうと思います。ただ、3月はちょっと難しいですからね。はい、じゃあ、そういう方向の中で、結論を出していきましょう。それからもう1点、最後のページのところですが「9月26日の最終本会議の日の朝刊で、厚労省が市内の日赤病院と市民病院を名指しで「診療実績の悪い病院」として統廃合を含めた改善計画を出すように求めた記事が掲載されました。①ガンなどの高度医療の実績が少ない。②救急医療の受入れが弱い。③「病院機能評価」などの第三者機関による病院評価がされていない。などが理由としてあげられていますが、なぜこんな大事な問題が、どの議員からも「緊急質問」などの形で、誰も取り上げなかったのか疑問です。」と。これは疑問ですと締めくくってありますが。ということですが、しかし、それはそれと

しての回答をとということになります。

伊場勇委員 はい、この事項について、厚生労働省が出したのですが、厚生労働省も出した理由がいろいろあるというふうに聞いておりますし、民生福祉常任委員会の方でもこちらをしっかりと取り上げられたというふうにも聞いています。議会報告会でもですね、こちらも報告するというふうにございましたが、この地域医療構想再検証病院ですかね、こちらは地域医療の構想の調整会議の議論を、またこれを活性化させるために出したのもあるといったようないろんな意味合いがあると思うんですね。なので、すぐその緊急質問というふうな形も取らなかった理由に、やっぱりしっかりとこの内容をしっかりと精査する時間が必要だったのではないかというふうに思いますし、今後、担当常任委員会もしっかりやっていくというふうなことも聞いておりますので、今後のまた経過もしっかり観察して、また議会運営委員会でも協議をするという形がいいのではないかというふうに思います。

高松秀樹委員 この意見は恐らく、議員の権利をしっかりと活用しなさいということだと思っています。この案件が、僕は、伊場委員は今、伊場委員の意見を言いましたけど、個人がどういうふうに思っているかは別にして、これが行われなかった理由っていうのは、恐らく二つあって、一つはどの議員も緊急性があると判断しなかったということ。もう一つは、恥ずかしい話、制度として知らなかった。この二つなのかなっていう気がしております。しかし、制度として緊急質問というのがあります。しかしながらですね、疑問ですって書かれています、平成17年に合併してから山陽小野田市議会が緊急質問したのは1回切りなんです、実は。そういうことも含めてですね、活性化されているかまた活発かっていうと、そうではないのかなって気がしていますので、ちょっと我々議員も、この緊急質問ということをよく勉強してっていうかですね、こういうのはやっぱり必要なときに、発言を求めるといようなことをしていく必要があるというふうに僕は思いました、これを見て。

奥良秀委員 この病院の件に関しては、私の方もこういうふうな新聞報道があったってということだけで、特にその緊急性というのが、今後まだ国の方であったり、県の方であったりとか、そういうところで話をしながらいろいろな方向性に行くのかなということがありましたので、こういうふうなことで緊急質問というのもあるんですが、なかったのかなと。今後こういうふうなものがあるのであればもっと活用していけばいいのかなというのがありますし、この緊急質問という文言がもしあるのであれば、一番最初に戻ってモニター意見の、要は杉本議員の謝罪のときでも何かしらの御意見、反論、あるのであれば、そういうふうな質問もしていけばよかったのではないかなというふうに感じました。

笹木慶之委員長 今ずっと過去の経緯を今、思い出しておりますが、私もかねて病院経営をしたことがあるんで、あれですが、新聞報道だけでそのことを断定的に受け止めてどうこうということにはならないというか、やはり、しかとした政府からの各自治体へのそういったものがあってね、初めて執行部が動くということになるかと思います。この後、かなりいろんな反響が出てきたわけですね。全く知らなかったということも含めていろいろあったわけですが、そういったことはそれとして、確かにおっしゃることは、そういう社会的な突飛な現象が出てきたときに、議員は放っていたのかと、こういうことだろうと思うんですね。だから、そういったことを含めて考えるならば、やはり、こういったことに対してどうなのかという緊急質問は、やっぱりあり得るかなというふうに思いますけど、その体制がまだできてなかったという認識しかないわけですね。ということで、それらを含めた形で回答を書いていくと。整理していきたい、今後の方針をまとめていきたいというふうに思います。ざっと行きましたが、大体以上ですが、ほかに皆さん御意見ございませんでしょうか。（発言する者あり）

中村議会事務局議事係長 先ほど高松委員からありました、杉本議員の消防組

合議会議員の辞職の日付ですが、令和元年11月29日付けとなっております。

笹木慶之委員長 11月29日。はい、ありがとうございました。辞職ですね。

はい。一応、モニターの意見についてということの審議については、大体よろしゅうございますかね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、これをまとめて、次の委員会で審議していくということになろうかと思えます。よろしく御協力お願いいたします。次に、その他の事項に入ります。その他の事項については、まず1点目は、今御手元に出してある議会基本条例の議員自己評価集計表、実は、昨日時点まではこれを入れるつもりなかったんですが、今日ですね、今朝、石田さんの方からまとめがあったのでということで、先ほどこれを頂きました。ということで、以前、会派に持ち帰って議論いただくということで、頂いた結果が提出されて、その取りまとめが事務局でされたものがこの表になっておると思えます。で、今の今ですから、中身がまだ十分分かりませんが、ひとつしっかり内容を精査していただいて、また会派でしっかり議論をしていただきたいというふうに思えます。取りあえず、本件はそういうふうにしておきます。それから、もう1点ですが、先般、議運の中でお願いしました地方自治法第180条の専決処分の問題です。各会派に持ち帰って議論をして結論を出してほしいということをお願いしておきましたが、まだ全部の会派から出ていないように聞いております。ということで、早急にまとめていただいて、次回の委員会辺りではこの件はそ上に上げて議論したいと思えますので、出ていないところはよろしくお願ひしたいと思えます。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。では、その2件をお願いして、ほかはないようでしたら、本委員会を閉じたいと思えます。よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、じゃ、終了します。お疲れ様でした。

午前10時52分 散会

令和 2 年（2020 年） 1 月 2 1 日

議会運営委員長 笹 木 慶 之